

公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出と申出

公有地の拡大の推進に関する法律（以下「公拡法」）は、地方公共団体等が公共の目的として、制定されました。

◎有償譲渡の届出

土地所有者が、都市計画施設等の区域内で一定の要件を満たす土地を有償で譲渡しようとする場合、その取引が成立する前に、あらかじめ生駒市長に届け出ることが必要です。（公拡法第4条）

◎買取希望の申出

200平方メートル以上の土地について、地方公共団体等に取り買いを希望する場合、土地所有者は、生駒市長にその旨を申し出ることができます。（公拡法第5条）

●届出が義務づけられている土地

- ・都市計画施設の区域内に所在する土地（200平方メートル以上）
※都市計画施設とは、道路、公園など、都市計画法第11条第1項の各号に定められた施設をいいます。
- ・道路法により道路の区域として決定された区域内に所在する土地など（200平方メートル以上）
- ・生産緑地地区の区域内に所在する土地（200平方メートル以上）
- ・市街化区域内に所在する土地（5,000平方メートル以上）

※地方公共団体などに譲渡する場合など届出が必要のない場合もありますので、詳しくは都市計画課へお問い合わせください。

◎土地の譲渡の制限

届出や申出をした土地は、①買取りの協議を行う旨の通知があった場合は、通知があった日から起算して3週間以内、②買取り希望がない旨の通知があるまで（届出や申出をした日から3週間以内）は、譲り渡すことはできません。

◎提出書類（正・副 各1部）

- ・土地有償譲渡届出書または土地買取希望申出書
- ・位置図（縮尺2500分の1程度）
- ・見取図（縮尺500分の1程度）
- ・委任状（代理の場合）
- ・土地の登記事項証明書（発行日から3ヶ月以内のもの。複写でも可）
- ・建物の登記事項証明書（建物がある場合のみ。発行日から3ヶ月以内のもの。複写でも可）
- ・公図（対象地を明記したもの。発行日から3ヶ月以内のもの。複写でも可）
- ・その他市長が必要と認めるもの（届出・申出要件を証明するもの等）